

保発0524第2号  
平成30年5月24日

都道府県知事  
地方厚生（支）局長

} 殿

厚生労働省保険局長  
(公印省略)

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日付け保発0524第2号）について、その一部を下記のとおり改正することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

- 1 「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日付け保発0524第2号）の一部を次のように改正する。

○別添1別紙を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>第1章 総則</p> <p>5 施術管理者は、「受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第1号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、一年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</p> <p>なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、平成33年度までは一年以上とし、その実施状況を踏まえつつ、平成34年及び平成35年度は二年以上<u>(うち、保険医療機関で従事した期間は一年まで)</u>、平成36年度以降は三年以上<u>(うち、保険医療機関で従事した期間は二年まで)</u>とするものであること。</p> <p>第4章 療養費の請求 (申請書の送付)</p> <p>26 丁は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、丙に送付すること。</p> <p>丙は、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等へ送付すること。ただし、28により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は、<u>丁単位に保険者等毎に取りまとめ国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)</u>へ送付すること。</p>	<p>別紙</p> <p>第1章 総則</p> <p>5 施術管理者は、「受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第1号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、一年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</p> <p>なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、平成33年度までは一年以上とし、その実施状況を踏まえつつ、平成34年及び平成35年度は二年以上、平成36年度以降は三年以上とするものであること。</p> <p>第4章 療養費の請求 (申請書の送付)</p> <p>26 丁は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、丙に送付すること。</p> <p>丙は、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等へ送付すること。ただし、28により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)へ送付すること。</p>

○別添1別紙の様式第5号を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後

(様式第5号)  
柔道整復施術療養費支給申請書  
平成 年 月 分

都道府県番号		施術機関コード		記号・番号	
公費負担者番号①		公費負担医療の受給者番号①		1.単独 2.本人 8.高一 10・9	
公費負担者番号②		公費負担医療の受給者番号②		1.単独 2.2併 4.六歳 8・7	
被保険者 氏名		氏名		住所	
世帯主・組合員の受給者		世帯主・組合員の受給者		世帯主・組合員の受給者	
療養を受けた者の氏名		生 年 月 日		負傷の原因・業務災害通勤災害又は第三者行為外の原因による	
1男 1明2大		2女 3昭4平			
負 傷 名		負 傷 年 月 日		初 検 年 月 日	
(1)				治療・中止・転医	
(2)				治療・中止・転医	
(3)				治療・中止・転医	
(4)				治療・中止・転医	
(5)				治療・中止・転医	
経 過		請求区分		新規・継続	
施術日		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31			
初検料 円		初検時相談 円		往療料 km 回	
加算(休日・深夜・時間外) 円		再検料 円		加算(夜間・難路・暴風雨雪) 円	
整復料・固定料・施療料 (1) 円 (2) 円 (3) 円 (4) 円 (5) 円		計 円		計 円	
部位		削減開始 後療料		冷電法料	
(1) 100					
(2) 100					
(3) 60				0.6	
(4) 100					
(5) 60				0.6	
100					
摘要		合計		円	
		一部負担金		円	
		請求金額		円	
		※		円	
金属副子等 1回目 2回目 3回目 柔道整復運動 後療料加算日		日 日 日 日 日 日 日 日 日 日			
支払区分		預金の種別		金融機関	
1:振込		1:普通		銀行	
2:銀行送金		2:当座		金庫	
3:当地払		3:通知		農協	
4:別送		4:別送		本店	
				支店	
				本・支所	
				口座番号	
上記のとおり添付したことを証明します。		平成 年 月 日		受取代理人( )の委任の標	
所在地		所在地		住所(上記住所欄と同じ)	
施術所名称		被保険者		世帯主	
電話		組合員		氏名	
柔道 フリガナ		受給者			
整復師氏名					

備考 この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。(※は保険者使用欄)

改正前

(様式第5号)  
柔道整復施術療養費支給申請書  
平成 年 月 分

都道府県番号		施術機関コード		記号・番号	
公費負担者番号①		公費負担医療の受給者番号①		1.単独 2.本人 8.高一 10・9	
公費負担者番号②		公費負担医療の受給者番号②		1.単独 2.2併 4.六歳 8・7	
被保険者 氏名		氏名		住所	
世帯主・組合員の受給者		世帯主・組合員の受給者		世帯主・組合員の受給者	
療養を受けた者の氏名		生 年 月 日		負傷の原因・業務災害通勤災害又は第三者行為外の原因による	
1男 1明2大		2女 3昭4平			
負 傷 名		負 傷 年 月 日		初 検 年 月 日	
(1)				治療・中止・転医	
(2)				治療・中止・転医	
(3)				治療・中止・転医	
(4)				治療・中止・転医	
(5)				治療・中止・転医	
経 過		請求区分		新規・継続	
施術日		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31			
初検料 円		初検時相談 円		往療料 km 回	
加算(休日・深夜・時間外) 円		再検料 円		加算(夜間・難路・暴風雨雪) 円	
整復料・固定料・施療料 (1) 円 (2) 円 (3) 円 (4) 円 (5) 円		計 円		計 円	
部位		削減開始 後療料		冷電法料	
(1) 100					
(2) 100					
(3) 60				0.6	
(4) 100					
(5) 60				0.6	
100					
摘要		合計		円	
		一部負担金		円	
		請求金額		円	
		※		円	
金属副子等 1回目 2回目 3回目 柔道整復運動 後療料加算日		日 日 日 日 日 日 日 日 日 日			
支払区分		預金の種別		金融機関	
1:振込		1:普通		銀行	
2:銀行送金		2:当座		金庫	
3:当地払		3:通知		農協	
4:別送		4:別送		本店	
				支店	
				本・支所	
				口座番号	
上記のとおり添付したことを証明します。		平成 年 月 日		受取代理人( )の標	
所在地		所在地		住所(上記住所欄と同じ)	
施術所名称		被保険者		世帯主	
電話		組合員		氏名	
柔道 フリガナ		受給者			
整復師氏名					

備考 この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。(※は保険者使用欄)

○別添2を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p data-bbox="161 284 255 316">別添2</p> <p data-bbox="488 325 775 357">受領委任の取扱規程</p> <p data-bbox="161 408 353 440">第1章 総則</p> <p data-bbox="161 450 1093 730">5 施術管理者は、「受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第1号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、一年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</p> <p data-bbox="197 740 1093 979">なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、平成33年度までは一年以上とし、その実施状況を踏まえつつ、平成34年及び平成35年度は<u>一年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は一年まで)</u>、平成36年度以降は<u>三年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は二年まで)</u>とするものであること。</p> <p data-bbox="161 1034 483 1107">第4章 療養費の請求 (申請書の送付)</p> <p data-bbox="161 1117 1093 1398">26 施術管理者は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等へ送付すること。ただし、28により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は、<u>施術管理者単位に保険者等毎に取りまとめ国民健康保険団体連合会</u>(以下「国保連合会」という。)へ送付すること。</p>	<p data-bbox="1122 284 1216 316">別添2</p> <p data-bbox="1444 325 1731 357">受領委任の取扱規程</p> <p data-bbox="1122 408 1314 440">第1章 総則</p> <p data-bbox="1122 450 2054 730">5 施術管理者は、「受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第1号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、一年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</p> <p data-bbox="1158 740 2054 900">なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、平成33年度までは一年以上とし、その実施状況を踏まえつつ、平成34年及び平成35年度は一年以上、平成36年度以降は三年以上とするものであること。</p> <p data-bbox="1122 1034 1444 1107">第4章 療養費の請求 (申請書の送付)</p> <p data-bbox="1122 1117 2054 1356">26 施術管理者は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等へ送付すること。ただし、28により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)へ送付すること。</p>

○別添 2 の様式第 5 号を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後

(様式第 5 号)  
**柔道 整復 施術 療養 費 支給 申請書**  
平成 年 月 分

都道府県番号		施術機関コード	
保険者番号			
記号・番号			
公費負担者番号①	公費負担医療の受給者番号①	1. 単独 2. 本人 8. 高一 給付割合 10・9	
公費負担者番号②	公費負担医療の受給者番号②	1. 単独 2. 本人 8. 高一 給付割合 8・7	
被保険者 世帯主・組合員の 受給者	氏名 住所	氏名 住所	
療養を受けた者の氏名 生 年 月 日 負傷の原因・業務災害・通勤災害又は第三者行為外の原因による			
1 男 1 男 2 女 2 女 3 男 4 平 年 月 日			
負傷名	負傷年月日	初療年月日	施術開始年月日 施術終了年月日 実日数 転送
(1)			治療・中止・転送
(2)			治療・中止・転送
(3)			治療・中止・転送
(4)			治療・中止・転送
(5)			治療・中止・転送
経過	請求区分		新規・継続
施術日	1	2	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
初検料 円	初検時相談 支授料 円	往療料 km 回 円	金銀顕子等 加算 円 施術情報 提供料 円
加算(休日・深夜・時間外) 円	再検料 円	加算(夜間・難路・暴風雨雪) 円	柔道整復 運動後療料 円
整復料・固定料・療養料	(1) 円	(2) 円	(3) 円 (4) 円 (5) 円 計 円
部位 % 月 日	削減開始 円 回	後療料 円	冷電法料 円 温電法料 円 電療料 円 計 円
(1) 100			
(2) 100			
(3) 60			0.6
(4) 60			0.6
(5) 100			
概要	合計		円
	一部負担金		円
	請求金額		円
	空		円
金属顕子等	1 回目	2 回目	3 回目 柔道整復運動 後療料加算日 円
支払区分	振込の種類	金融機関	口座 番号
① 振込	1: 普通 2: 当座 3: 通知 4: 別段	銀行 金庫 農協	本店 支店 本・支所 口座 番号
登録記号番号	-		
上記のとおり施術したことを証明します。	平成 年 月 日	平成 年 月 日	受取代理人 への委任の 署名
施術 証 明 書 の 日 付	所在地 〒	住 所 (上記住所欄と同じ)	被保険者 世帯主・ 組合員 受給者 氏名
施術所 名 称	電話		
柔道 整復師 氏 名			
備考 この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とすること。	(※は保険者使用欄)		

改正前

(様式第 5 号)  
**柔道 整復 施術 療養 費 支給 申請書**  
平成 年 月 分

都道府県番号		施術機関コード	
保険者番号			
記号・番号			
公費負担者番号①	公費負担医療の受給者番号①	1. 単独 2. 本人 8. 高一 給付割合 10・9	
公費負担者番号②	公費負担医療の受給者番号②	1. 単独 2. 本人 8. 高一 給付割合 8・7	
被保険者 世帯主・組合員の 受給者	氏名 住所	氏名 住所	
療養を受けた者の氏名 生 年 月 日 負傷の原因・業務災害・通勤災害又は第三者行為外の原因による			
1 男 1 男 2 女 2 女 3 男 4 平 年 月 日			
負傷名	負傷年月日	初療年月日	施術開始年月日 施術終了年月日 実日数 転送
(1)			治療・中止・転送
(2)			治療・中止・転送
(3)			治療・中止・転送
(4)			治療・中止・転送
(5)			治療・中止・転送
経過	請求区分		新規・継続
施術日	1	2	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
初検料 円	初検時 相談支授料 円	往療料 km 回 円	金銀顕子等 加算(大・中・小) 円
加算(休日・深夜・時間外) 円	再検料 円	加算(夜間・難路・暴風雨雪) 円	施術情報提供料 円
整復料・固定料・療養料	(1) 円	(2) 円	(3) 円 (4) 円 (5) 円 計 円
部位 % 月 日	削減開始 円 回	後療料 円	冷電法料 円 温電法料 円 電療料 円 計 円
(1) 100			
(2) 100			
(3) 60			0.6
(4) 60			0.6
(5) 100			
概要	合計		円
	一部負担金		円
	請求金額		円
	空		円
金属顕子等	1 回目	2 回目	3 回目 柔道整復運動 後療料加算日 円
支払区分	振込の種類	金融機関	口座 番号
① 振込	1: 普通 2: 当座 3: 通知 4: 別段	銀行 金庫 農協	本店 支店 本・支所 口座 番号
登録記号番号	-		
上記のとおり施術したことを証明します。	平成 年 月 日	平成 年 月 日	受取代理人 への委任の 署名
施術 証 明 書 の 日 付	所在地 〒	住 所 (上記住所欄と同じ)	被保険者 世帯主・ 組合員 受給者 氏名
施術所 名 称	電話		
柔道 整復師 氏 名			
備考 この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とすること。	(※は保険者使用欄)		

## 2 適用月

平成 30 年 6 月 1 日以降新たに受領委任の取扱いの届け出又は申し出をした者について、改正後の本通知を適用すること。

なお、平成 30 年 5 月 31 日までに既に受領委任の取扱いに係る協定又は契約を締結済みの者については、特段の意思表示がない限り、改正後の協定又は契約を締結したものとみなして、平成 30 年 6 月 1 日から適用すること。

ただし、別添 1 別紙の様式第 5 号及び別添 2 の様式第 5 号については、当分の間、従来の様式を取り繕って使用できることとする。